

練馬区産業融資「小規模企業小口貸付」郵送チェックリスト(個人)

○チェックリストで資格要件、必要書類を確認の上、申込書・必要書類と一緒に同封してください。
 ○郵送で送付いただいた書類は返却いたしませんので、押印のある書類・申込書以外は全てコピーでお送りください。※返信用レターパックライトの同封をお願いします。

事業所名	代表者氏名
申込内容 小規模企業小口貸付 限度額2,000万円	資金使途 運転・設備
日中連絡の取れる電話番号 ()	担当者

	確認事項	チェック
資格要件	1 住所または主たる事業所の所在地が1年以上前から練馬区内にあり、同一事業を引き続き1年以上営んでいること	<input type="checkbox"/>
	2 確定申告をしており、事業収入が給与収入を超えていること	<input type="checkbox"/>
	3 納期の到来した住民税および軽自動車税を完納していること※分納している場合は分納計画書、分納後の納期が到来した領収書が必要です。	<input type="checkbox"/>
	4 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと	<input type="checkbox"/>
	5 融資を受ける資金の使途が適切であり、かつ返済能力があること	<input type="checkbox"/>
	6 従業員が20人以下(卸・小売・飲食・サービス業は5人以下)であること	<input type="checkbox"/>
	7 当該融資を含めた信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下であること	<input type="checkbox"/>
申込書・必要書類	1 申込書の記入漏れはないか	<input type="checkbox"/>
	2 発行から3か月以内の住民票 ※練馬区に住民登録がある方は不要	<input type="checkbox"/>
	3 住民税の納付状況の確認方法および必要書類(該当するものにチェック) ①1月1日(1~6月は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録がある方は必要書類はありません ②前項に該当するが、納付から2週間以内の方は領収書または記帳済みの通帳の写しが必要です ③①,②ともに該当しない方で非課税の場合は非課税証明書、住民税課税の場合は納期の到来した当年度(4~6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引き落としの場合は記帳済みの通帳の写し)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	<input type="checkbox"/>
	4 直近の確定申告書(税務署または青色申告会の受付印のあるもの)、電子申告の場合は受信通知の添付のあるもの※受信通知がない場合は納税証明書その2を添付(税務署で発行できます)・練馬東税務署03-6371-2332 ・練馬西税務署03-3867-9711	<input type="checkbox"/>
	5 事業に係る有効な許可・認可・届出等が確認できるもの(必要な業種のみ)	<input type="checkbox"/>
	6 資金使途が設備資金の場合、正式な見積書または工事請負契約書等	<input type="checkbox"/>
	7 代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し ※練馬区に住民登録がある方は不要	<input type="checkbox"/>
	8 送付先住所が記入されている返信用レターパックライト	<input type="checkbox"/>

【商店会加入者優遇】	該当あり
練馬区内の商店会に加入していると、小規模企業小口貸付の上限額2,500万円のうち、500万円までの範囲内で利子の優遇を受けることができます(利用者負担0.4%)。利用する場合、直近の商店会費の納入領収書等、申込時点で商店会に加入していることがわかる書類が必要です。	<input type="checkbox"/>

【東京都の信用保証料補助要件】

運転資金：37か月以上84か月以内(据置期間6か月含む)、設備資金：37か月以上120か月以内(据置期間6か月含む)
 運転設備併用：37か月以上84か月以内(据置期間6か月含む)の場合、東京都の信用保証料の補助が受けられます。

備考